

元労第 720 号
令和 2 年 3 月 4 日

愛媛県経営者協会
会長 田中 和彦 様

愛媛県知事 中村時広
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて (依頼)

新型コロナウイルス感染症については、県内でも 3 月 2 日に感染者が初めて確認され、3 月 4 日には、松山市内で 2 例目の感染者が出ています。今後の感染を拡大させないためには、今がまさに正念場で、感染拡大防止策に県民一丸となって全力で取り組んでいく必要があります。

つきましては、各企業・団体におかれましても、従業員の方々への感染拡大防止策に係る環境を十分に整えていただくとともに、実施可能なことから速やかに取り組んでいただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 感染拡大防止策例 (事業者としての県も取組みを実施)
 - ・感染防止策としてテレワークや時差出勤の導入と積極的な活用
 - ・特に小さなお子様がいる従業員の休暇取得等への配慮
 - ・従業員に発熱等の風邪の症状が見られる場合の、休暇促進、外出控え等の注意喚起
 - ・従業員が感染者との濃厚接触者であると判明した場合には、2 週間の自宅待機
- 2 愛媛県及び厚生労働省ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する情報が掲載されていますので参考にしてください。
 - 愛媛県ホームページ
https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/2020china_haien.html
 - 厚生労働省ホームページ
企業の方向け：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
従業員の方向け：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

【問合先】
経済労働部労政雇用課課労働政策 G
担当 戸田、高橋
電話番号 089-912-2500